

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(土、日、祝日)に当たるときは、その翌日)

## 規 則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十一号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則(昭和四十七年十二月鳥取県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「七、六六二平方メートル」を「八、七七三平方メートル」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

◇ 規 則 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の管理に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認

町等の区域の変更

土地改良事業の認可

道路の区域の変更

建築基準法による道路の位置の指定

収入証紙の小売りさばき人の廃止

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 公安規則 警察職員の設定の配分に関する規則の一部を改正する規則

◇ 企業訓令 鳥取県企業局公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県規則第二十二号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。別表第二第一号イの(1)の表中「九六、〇〇〇円」を「一〇三、〇〇〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「八五、〇〇〇円」に、「七三、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に、「七一、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に、「六〇、〇〇〇円」を「六四、〇〇〇円」に改め、同号イの(1)の(イ)の表中「二〇、〇〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同号イの(1)の(ロ)の表中「六五〇、〇〇〇円」を「六七〇、〇〇〇円」に、「八、五〇〇、〇〇〇円」を「八、六九〇、〇〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、米子市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認

した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置(昭和五十二年三月五日現在  
の地番による。)

新たに生じた土地の面積

米子市灘町三丁目一四八の四地先

二〇、六〇〇  
平方メートル

米子市旗ヶ崎字坂口新田一二二三の一及びこれと  
一体をなす国有地地先

一、八九一・五  
平方メートル

米子市灘町三丁目一四八の四、一四八の六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字坂口新田一二二三の一及びこれと一体をなす国有地、旗ヶ崎字大波瀨二五の一、二五の四及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字大波瀨地先二六の一から二六の六まで、二六の一六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字野波瀨五五の一、五七の一、六六の三、六九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六六の二、六六の三、六七及び六九の一と一体をなす国有地及び国有地、旗ヶ崎字野波西灘七三、七三の一、七三の二、七六、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七二、七三、七三の一、七三の二、九三の一、九三の二、九七及び九八の三と一体をなす国有地及び国有地、旗ヶ崎字柿ノ木谷灘一四五の一、一四六、一四八の一、一

三九六、〇二二・七  
平方メートル

五〇の二、一五三の三、一五三の四、一五四の三、一五四の四、一五四の六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字四軒屋灘一五八の二、一五九、一六〇の二、一六〇の三、一六五の三、一六五の四及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字呉服屋灘二五八の二、二六一の二、二六二の二、二六五、二六六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字呉服屋流シ西灘二八二の一から二八二の三まで、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字熊沢流シ先三〇八の四、三〇九の二、三一二の一から三一二の三まで及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字安倍境灘三一六の三、三二七の一、三二七の三、三一七の四、三一八、三二二、三三三の一から三三三の五まで及びこれらと一体をなす国有地、安倍字清水尻灘二二三、二二三の三、二二三の四、二三四及びこれらと一体をなす国有地並びに安倍字組板西二八六、三二七の一、三三〇の二及びこれらと一体をなす国有地地先

鳥取県告示第二百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町域の名称	灘町三丁目	旗ヶ崎
同上の区域（昭和五十二年三月五日現在の地番による。）	灘町三丁目の全域並びに灘町三丁目一四八の四地先二〇、六〇〇平方メートル	旗ヶ崎の全域並びに灘町三丁目一四八の四、一四八の六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字坂口新田一二三の二及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字大波濤二五〇の一、二五〇の四及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字大波濤地先二六〇の一から二六〇の六まで、二六〇の一六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字野波灘五五の二、五七の二、六六の三、六九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに六六の二、六六の三、六七及び六九の一と一体をなす国有地及び県有地、旗ヶ崎字野波西灘七三、七三の二、七三の三、七六、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一及びこれらと一体をなす国有地並びに七二、七三、七三の二、七三の三、九三の二、九三の三、九七及び九八の三と一体をなす国有地及び県有地、旗ヶ崎字柿ノ木谷灘一四五の一、一四六、一四八の一、一五〇の二、一五三の三、一五三の四、一五四の三、一五四の四、一五四の六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字四軒屋灘一五八の二、一五九、一六〇の一、一六〇の三、一六五の三、一六五の四及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字呉服屋灘二五八の二、二六一の二、二六二の二、二六五、二六六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字呉服屋流シ西灘二八二

安倍	<p>のから二八二の三まで、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字熊沢流シ先三〇八の四、三〇九の二、三一一の二から三一二の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに旗ヶ崎字安倍境灘三二六の三、三二七の一、三一七の三、三一七の四、三一八、三二二、三二三の二から三二三の五まで及びこれらと一体をなす国有地先三六六、〇七七・九一平方メートル</p>
区域を変更する字の名称	<p>安倍の全域並びに安倍字清水尻灘二二三、二二三の三、二二三の四、二三四及びこれらと一体をなす国有地並びに安倍字組板西二八六、三二七の一、三三〇の二及びこれらと一体をなす国有地先三一、八三六・三平方メートル</p> <p>同上の区域（昭和五十二年三月五日現在の地番による。）</p>
旗ヶ崎 字四軒屋灘	<p>旗ヶ崎字四軒屋灘のうち一五八の一、一五八の二、一五九、一六〇の一、一六〇の三、一六一の一、一六二の一、一六二の二、一六三の三、一六四の三、一六四の四、一六五の四、一六八の四、一六八の五、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
旗ヶ崎 字呉服屋灘	<p>旗ヶ崎字呉服屋灘のうち二五八の二、二五八の四、二六一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二五八の二及び二六二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
旗ヶ崎字呉服屋流シ西灘	<p>旗ヶ崎字呉服屋流シ西灘のうち二八二の一、二八二の三、二八三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

旗ヶ崎 字熊沢流シ先	<p>旗ヶ崎字熊沢流シ先のうち三一二の二、三一二の三、三二三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
旗ヶ崎 字安倍境灘	<p>旗ヶ崎字安倍境灘のうち三一六の三、三一七の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第二百二十一号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（河原地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十二年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	米子境線	米子市角盤町二丁目二番地先から境港市上道町一、七七八番二地先まで	変更前	五・五 〇一・五	一五、六一六・二
			変更後	一八・〇〇 〇二・五	一六、四六七・〇
			変更前	一八・〇〇 〇二・五	一六、四六七・〇
			変更後	一八・〇〇 〇二・五	一六、四六七・〇
			変更後	一五・〇	三九六・〇
〃	彦名境港線	境港市渡町字屋敷跡五七番一地从先から同市小篠津町龍ヶ山四〇四四番地先まで	変更前	六・五 〇七・〇	三九六・〇
			変更後	一五・〇	三九六・〇

鳥取県告示第二百二十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十二年四月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 鳥取市末広温泉町三五五―二 福 本 実	道路の位置の指定場所 鳥取市滝山字山川向四六三―二八及び四六三―二八地先国有地の一部	道路の幅員及び延長 幅員 五・〇〇メートル 〇九・〇〇メートル 延長 一四・八〇メートル
--------------------------------------	---	---

鳥取県告示第二百二十四号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

廃止年月日 昭和五十二年三月二十五日	住 所 日野郡日野町根雨	氏 名 鳥取県職員労働組合根雨保健所支部長
-----------------------	-----------------	--------------------------

鳥取県告示第二百二十五号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日 昭和五十二年四月一日	指定番号 四三二	住 所 日野郡日野町根雨七一の一	氏 名 鳥取県職員労働組合西支部日野分会主任 野坂延子	売りさばき場所 住所と同じ。
---------------------	-------------	---------------------	--------------------------------	-------------------

別表(第二条関係)

定員配置表

課署別	職員別	警察官					計	一般職員
		警視	警部	警部補	巡査部長	巡査		
秘書課		1	2				3	15
会計課		1					1	17
警務課		2	2	1	1		6	21
教養課		1	2	3	2		8	4
厚生課			1				1	9
監察官		1	1	1	1		4	1
捜査第一課		3	4	7	7	2	23	8
捜査第二課		1	3	4	6		14	2
防犯課		2	3	3	4		12	5
鑑識課		1	2	1	1		5	11
科学捜査研究室								9
警備課		1	5	9	19	1	35	4
外勤課		1	3	6	11	31	52	2
機動隊		1	1	1	3	21	27	1
交通企画課		2	3	4	3		12	8
交通指導課		2	3	6	14	30	55	2
運転免許課		3	1	4	4		12	31
警察学校		1	2	5	1	30	39	6
小計		24	38	55	77	115	309	156
岩美署		1	1	2	8	13	25	3
鳥取署		1	6	18	53	79	157	15
郡家署		1	3	5	17	19	45	5
智頭署		1	1	2	6	14	24	3
浜村署		1	1	3	9	13	27	3
倉吉署		2	5	11	34	54	106	12
八橋署		1	1	3	12	19	36	5
米子署		1	6	19	50	92	168	17
境港署		1	4	7	16	22	50	9
溝口署		1	1	2	6	13	23	3
黒坂署		1	1	2	7	14	25	3
小計		12	30	74	218	352	686	78
合計		36	68	129	295	467	995	234

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年四月一日

鳥取県公安委員会委員長 松岡新平

公安委員会規則

鳥取県公安委員会規則第二号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 企 業 訓 令

#### 鳥取県企業訓令第五号

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十二年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業局公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局公印規程（昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表契印の項中「(四)」を「(五)」に改め、同表専用知事印の項中「(九)」を「(十)」に改め、同表企業出納員の項中「(八)」を「(九)」に改め、同表所長印の項中「(七)」を「(八)」に改め、同表

一 各所長を「(八)(九)」に改め、同表  
所長を「(七)」に改め、同表  
一 各所長を「(八)(九)」に改め、同表  
所長を「(七)」に改め、同表  
一 各所長を「(八)(九)」に改め、同表  
所長を「(七)」に改め、同表

な形の項中「(十)」を「(九)」に、  
「(九)」を「(十)」に、  
「(八)」を「(九)」に、  
「(七)」を「(八)」に、

「(七)」を「(八)」に、  
「(六)」を「(七)」に、

鳥取県 管 發  
何 電 所 長 印

を 「(六)」

鳥取県企業 局發電集中 制御所長印

(七)

鳥取県 管

何 發  
電 所 長 印

に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。